

小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ユースセンター
運営業務委託に係る事業者選定簡易公募型プロポーザル 実施要領

1. 趣旨

本要領は、小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ユースセンター運営業務を委託するにあたり、簡易公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ユースセンター運営業務委託

(2) 業務の内容

別紙「小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ユースセンター運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ユースセンターの運営に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 業務履行期間

令和 7 年 12 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

債務負担行為に基づく複数年(令和 7 年度～9 年度の3か年)契約とする。

(4) 委託上限額

6,562,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記の金額は令和7年度から令和9年度までの3年度分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりである。

- ・ 令和 7 年度 938,000 円
- ・ 令和 8 年度 2,812,000 円
- ・ 令和 9 年度 2,812,000 円

(5) 選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有する事業者または業務履行開始となる令和 7 年 12 月 1 日までに取得見込みの事業者であること。
- (2) 令和7(2025)・8(2026)年度小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録するための申請を完了していること。
- (3) 本業務と同質の業務実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく再生手続開始の申立、または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立がないこと。

- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 小山市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 18 号)第6条、第 12 条及び第 13 条の規定に違反しない者であること。
- (10) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (11) 優先交渉権者に選定された後の団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ① 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
 - ② 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
- (12) 次の各号に掲げる活動を行う者でないこと。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成すること。
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- (13) 特定の公職の候補者又は公職にある者でないこと。
- (14) 過去に禁錮以上の刑(執行猶予付を含む。)の言い渡しを受けたことがないこと。
- (15) 国、地方公共団体その他行政機関でないこと。

4. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 公告(募集の開始)	令和 7 年 7 月 11 日(金)
(2) 質問書の受付期間	令和 7 年 7 月 11 日(金)～ 令和 7 年 7 月 18 日(金)
(3) 質問に対する回答	令和 7 年 7 月 28 日(月)
(4) 参加表明書等提出書類受付期間	令和 7 年 7 月 29 日(火)から 令和 7 年 8 月 12 日(火)
(5) プレゼンテーション審査	令和 7 年 8 月 18 日(月)
(6) 審査結果通知、結果の公表	令和 7 年 8 月 25 日(月)
(7) 契約締結	令和 7 年 10 月下旬

5. 公告

- (1) 公告開始日
令和 7 年 7 月 11 日(金)
- (2) 公告方法
小山市公式ホームページへの掲載
URL:<https://www.city.oyama.tochigi.jp>

6. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 11 日から 7 月 18 日(午後5時まで 必着)

(2) 提出方法

質問書(様式5)に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。
電子メールの件名は「ユースセンタープロポーザル質問(事業者名)」とすること。
※電子メール送信後、確認のため、電話による連絡を行うこと。

(3) 質問に対する回答

令和 7 年 7 月 28 日(月)に市公式ホームページに掲載する。
※質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先

小山市教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課
メール:d-gakusyu*city.oyama.tochigi.jp
(セキュリティ上、*を@と読み替えること)

7. 参加手続き等

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加表明書	様式 1	
② 誓約書	様式 2	
③ 確認書	様式 3	
④ 事業者概要	様式 4-1	
⑤ 企画提案書	様式 4-2	
⑥ 業務実施体制	様式 4-3	
⑦ 業務実績	様式 4-4	
⑧ 事業担当者(事業リーダー)からの補足資料	様式 4-5	
⑨ 質問書	様式5	必要に応じて提出すること
⑩ 見積書	任意様式	3か年度分の積算内訳を記載すること

※指定様式は、市公式ホームページ(<https://www.city.oyama.tochigi.jp>)から取得すること。

(2) 提出部数

- ① 正本(上記①～⑧、⑩) 1 部(社名等を表記すること)
- ② 副本(上記④～⑧、⑩) 10 部(社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること)

(3) 提出期限

令和 7 年 8 月 12 日(火)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

持参または郵送(必着)
※郵送の場合は、提出期限内必着とし、特定記録郵便等の配達記録が残る方法によること。

(5) 提出先

小山市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課生涯学習係
(小山市立生涯学習センターえるる OYAMA)
住所:〒323-0023 栃木県小山市中央町 3-7-1(ロブレビル 6 階)

8. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (6) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

9. 審査方法

(1) 審査手順

- ① 企画提案者は、プロポーザル審査委員会において、企画提案書等に記載された内容について、プレゼンテーションを行う。各委員の合計得点の最も高いものを優先交渉権者として選定する。
- ② 参加する企画提案者が1社の場合でも審査を実施し、最低基準点(各委員の合計点が満点の6割)以上の場合には優先交渉権者として選定する。
- ③ 優先交渉権者に選定された者とは、契約内容等について協議を行う。

(2) 日時

令和7年8月18日(月)午後2時から(予定)

詳細の日程は参加表明書・企画提案書を提出した企画提案者に通知する。

なお、プレゼンテーション審査の順序は、企画提案書の提出順とする。

(3) 場所

小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ギャラリー

(4) 所要時間

プレゼンテーションの時間は、1 企画提案者あたり 40 分とする。

- ① 準備 5 分以内
- ② 企画提案(プレゼンテーション) 20分以内
- ③ 質疑応答 10分以内
- ④ 片付け 5分以内

(5) 内容

企画提案書の説明

(6) 出席者

3名以内とし、業務実施体制に記載された管理責任者は必ず出席すること。

(7) 使用機器

パソコンを使用する場合は、企画提案者が持参し、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、スクリーン等の危機は本市が用意する。

(8) 選定結果

選定結果については、令和7年8月25日((月)に市ホームページにて公表するとともに、すべての企画提案者に電子メールにより通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(9) その他

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う優先交渉権者を選定するためのものであり、業務遂行能力業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

10. 評価項目

評価項目は下表の内容とするが、詳細は別紙「小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ユースセンター運営業務委託簡易公募型プロポーザル評価項目及び配点」のとおり。

審査項目	評価項目
居場所運営力	高校生及び過年度生(以下、「高校生等」という。)の居場所を運営するための能力や経験を有しているか ・ 高校生等を取り巻く状況や抱えているニーズを把握しているか ・ 適切な学びの機会や居場所を企画・運営するための基本的な能力や経験を有しているか
地域協働力	高校生等の居場所を地域と協働して運営するための能力や経験を有しているか ・ 多様なステークホルダーとの対話、協力が想定されているか ・ 事業対象地域における事業推進の前提として、高校生等およびその関係者(学校、行政、保護者など)と必要な関係性が築けているか ・ 上記を実現するために必要な基本的能力を有しているか
業務実施方針等	業務の実施方針、作業工程等は妥当か ・ 高校生等が主体的かつ自由に活動するために必要なしかけや企画等が適切に計画・設定されているか ・ 小山市の高校生等が置かれた状況や課題の構造を踏まえ、本プロポーザルの趣旨に合致した事業を展開する計画であるか ・ 小山市の状況を踏まえ、妥当な量的・質的な行動、成果目標(どのような高校生等に、どのくらい関わって、どんな変化を目指すのか)が設定されているか
業務実施体制	業務実施体制や計画、予算が適切か ・ 業務実施体制は適切か(法的遵守が意図されているか) ・ 事業計画、スケジュールが妥当か ・ 予算が適切か
独自性	実施事業について、独自性や創造性のある提案となっているか ・ プロポーザルの趣旨に合致した新しい機会や仕組みづくりに取り組む事業か

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は、1事業者につき1提案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、一切認めない。
- (5) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、本プロポーザルにのみ使用するものとし、公表しない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 審査結果(参加者名、点数、順位)は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - ③ 見積書が委託料の提案上限額を超えている場合。
 - ④ 選定の公平性を害する行為があった場合。
 - ⑤ その他、著しく信義に反する行為があった場合。
- (10) 評価項目は 11.に記載のとおりだが、以下の着眼点に即して審査を実施する。
 - ① 事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えている、または契約開始後に継続して整備する意思があること。
 - ② 企画提案書や業務実施方針・作業工程において、達成すべき成果、期間、各事業年度における事業内容と目指す成果及び評価の方法が明示されていること。

12. 事務局

小山市教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課 生涯学習係
住所:〒323-0023 栃木県小山市中央町 3-7-1(ロブレビル 6 階)
電話:0285-22-9665
メール:d-gakusyu*city.oyama.tochigi.jp
(セキュリティ上、*を@と読み替えること)